

第4章 大気汚染・悪臭

第1節 大気汚染

大気汚染とは、工場・事業場等の固定発生源から排出される硫黄酸化物（ SO_x ）、窒素酸化物（ NO_x ）、ばいじん、有害物質、粉じん等と自動車から排出される窒素酸化物、一酸化炭素（ CO ）、炭化水素（ HC ）などにより、大気の組成や性質が変化し、人間生活の安全及び健康をおびやかす状態をいいます。

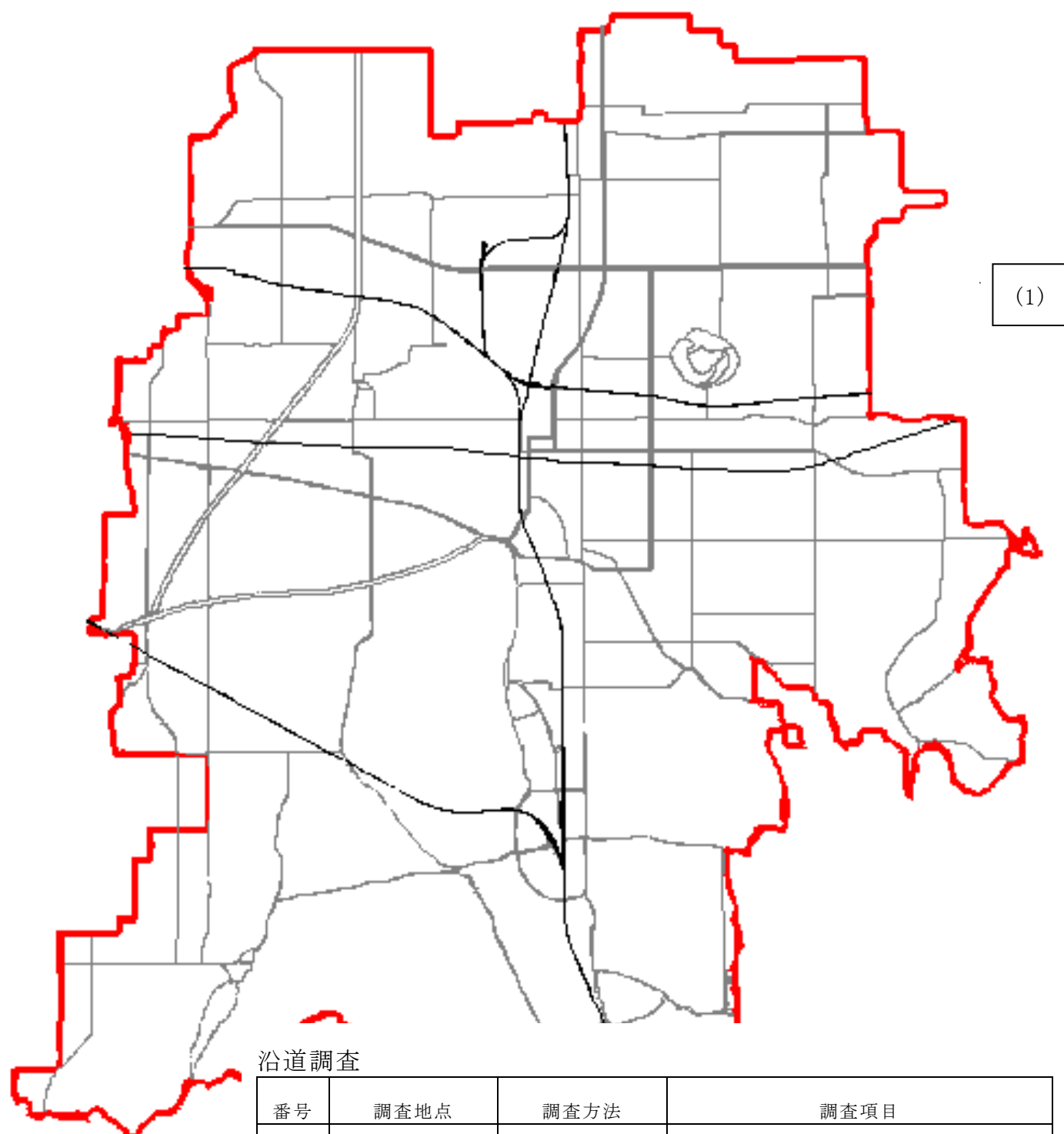
1. 大気汚染に係る環境保全目標

環境基本法第16条の規定に基づき、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、主要な大気汚染物質である二酸化硫黄・一酸化炭素・浮遊粒子状物質・二酸化窒素・光化学オキシダント・ベンゼン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・ダイオキシン類について環境基準が設定され、大気汚染に係る環境保全の目標とされています。

表4-1 大気汚染に係る環境基準

物 質	環 境 上 の 条 件
二 酸 化 硫 黄	1時間値の1日平均値が、0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること
一 酸 化 炭 素	1時間値の1日平均値が、10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること
浮 遊 粒 子 状 物 質	1時間値の1日平均値が、 $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること
二 酸 化 窒 素	1時間値の1日平均値が、0.04～0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること
微 小 粒 子 状 物 質	1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること
ベ ン ゼ ン	1年平均値が $0.003\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること
トリクロロエチレン	1年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること
テトラクロロエチレン	1年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること
ダイオキシン類	年間平均値が $0.6\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ 以下であること

図 4－1 大気汚染測定実施地点



沿道調査

番号	調査地点	調査方法	調査項目
(1)	桜井市栗殿 1000 奈良県景観・環境総合センター	桜井局	二酸化硫黄・浮遊粒子状物質 一酸化窒素・二酸化窒素 一酸化炭素・風向・風速 アクリロニトリル・塩化ビニルモノマー クロロホルム・1,2-ジクロロエタン ジクロロメタン・テトラクロロエチレン トリクロロエチレン・1,3-ブタジエン アセトアルデヒド・ホルムアルデヒド ベンゾピレン

2. 大気汚染監視体制

大気汚染を防止するためには、大気汚染の実態を科学的かつ的確に把握することが必要であり、大気汚染防止法第22条には「都道府県知事は、大気の汚染の状況を常時監視しなければならない。」とされています。

奈良県では、大気汚染状況を把握するため、次のような調査を実施しています。

(1) 大気汚染常時監視結果

自動車排出ガスによる影響を調査する目的で、奈良県が橿原市役所に自動車排出ガス測定局を設置し、平成2年2月1日から測定を実施していましたが、令和5年12月に撤去されました。近隣の桜井局で同様の測定をしているので、引き続き桜井局で調査を実施しています。

測定項目……二酸化硫黄・浮遊粒子状物質・一酸化窒素・二酸化窒素・
一酸化炭素・微小粒子状物質・風向・風速

表4-2 令和5年度自動車排出ガス年間測定結果

①二酸化硫黄（SO₂）年間測定結果

測定局	有効 測定 日数	測定 時間	年平 均値	1時間値が0.1 ppmを超えた 時間数とその割合		日平均値が0.04 ppmを超えた 日数とその割合		1時間 値の 最高値	日平均 値の2% 除外値	日平均値が0.04 ppmを超えた日が2 日以上連続したことの有 無	環境基準の長期的評価 による日平均値が 0.04 ppmを超えた日数
	(日)	(時間)	(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(有×・無○)	(日)
桜井	365	8745	0.002	0	0.0	0	0.0	0.011	0.003	○	0

(注)「環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2

%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.04ppmを超えた日数である。ただし、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

②浮遊粒子状物質（SPM）年間測定結果

測定局	有効 測定 日数	測定 時間	年平 均値	1時間値が0.20 mg/m ³ を超えた 時間数とその割合		日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日数 とその割合		1時間 値の 最高値	日平均 値の2% 除外値	日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日 が2日以上連続したこ との有無	環境基準の長期的評価に よる日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日 数
	(日)	(時間)	mg/m ³	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	(有×・無○)	(日)
桜井	363	8676	0.013	0	0.0	0	0.0	0.124	0.025	○	0

(注)「環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m³を超えた日数」とは、日平均値の高い方から

2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.10mg/m³を超えた日数である。ただし、日平均

値が 0.10mg/m³ を超えた日が 2 日以上連続した延べ日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

③一酸化窒素、二酸化窒素及び窒素酸化物年間測定結果

測定局	一 酸 化 窒 素 (NO)					二 酸 化 窒 素 (NO ₂)							
	有効 測定 日数	測定 時間	年平 均値	1 時間 値の 最高値	日平均値 の年間 98%値	有効 測定 日数	測定 時間	年 平均値	1 時間 値 の 最高値	1 時間値が 0.1ppm 以上 0.2ppm 以下の 時間数とその割合		1 時間値が 0.2ppm を超えた時間数とその割合	
	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(時間)	(%)	(時間)	(%)
桜井	362	8641	0.001	0.038	0.005	362	8641	0.005	0.031	0	0	0	0.0

二 酸 化 窒 素 (NO ₂)							窒 素 酸 化 物 (NO+NO ₂)						
日平均値が 0.06 ppm を超えた日数 その割合		日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下 の日数とその割合		日 平 均 値 の 年 間 98%値	98%値評価による日平均 値が 0.06ppm を超え 超えた日数とその割合		有効 測定 日数	測定 時間	年平 均値	1 時間 値の 最高値	日平均 の年間 98%値	年平均値 NO ₂ / (NO +NO ₂)	
(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(日)	(%)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(%)	
0	0.0	0	0.0	0.012	0	0.0	362	8641	0.006	0.038	0.017	83.3	

注)「98%値評価による日平均値が 0.06ppm を超えた日数」とは、1 年間の日平均値のうち低い方から 98%の範囲にあつて、かつ、0.06ppm を超えた日数である。

④一酸化炭素 (CO)

測定局	有効 測定 日数	測定 時間	年平 均値	8 時間値が 20 ppm を超えた回 数とその割合		日平均値が 10ppm を超えた日数とその割合		1 時間 値の 最高値	日 平 均 値の 2% 除外値	日平均値が 10ppm を超えた日が 2 日以上 連続したことの有無	環境基準の長期的評価 による日平均値が 10 ppm を超えた日数
	(日)	(時間)	(ppm)	(回)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(有×・無○)	(日)
桜井	58	1400	0.3	0	0.0	0	0	0.8	0.4	○	0

(注)「環境基準の長期的評価による日平均値が 10ppm を超えた日数」とは、日平均値の高い方から 2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち 10ppm を超えた日数である。ただし、日平均値が 10ppm を超えた日が 2 日以上連続した延べ日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

⑤微小粒子状物質 (PM_{2.5})

測定局	有効 測定 日数	年平均値	日平均値の 年間 98%値	日平均値が 35 μg/m ³ を超えた日数とその割合		1 時間値の最高値
	(日)	(μg/m ³)	(μg/m ³)	(日)	(%)	(μg/m ³)
桜井	362	8.6	20.1	0	0.0	48

(2) 有害大気汚染物質モニタリング調査

表 4-3 有害大気汚染物質モニタリング調査結果 (単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

測定項目	測定結果	環境基準値
ベンゼン	0.75	3
トリクロロエチレン	0.091	130
テトラクロロエチレン	0.052	200
ジクロロメタン	0.95	150

(3) 有害大気汚染物質 (優先取組物質) の測定結果

表 4-4 揮発性有機化合物 (VOCs) (単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

測定物質名	測定結果	環境指針値
アクリロニトリル	0.052	2
塩化ビニルモノマー	0.012	10
塩化メチル	1.1	—
クロロホルム	0.15	18
1,2-ジクロロエタン	0.13	1.6
トルエン	3.2	—
1,3-ブタジエン	0.065	2.5

表 4-5 酸化エチレン (単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

測定物質名	測定結果
酸化エチレン	0.040

表 4-6 アルデヒド類 (単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

測定物質名	測定結果
アセトアルデヒド	1.2
ホルムアルデヒド	0.96

表 4-7 多環芳香族炭化水素 (単位: ng/m^3)

測定物質名	測定結果
ベンゾ [a] ピレン	0.12

3. 光化学スモッグ対策

排ガス等に含まれる窒素酸化物と炭化水素が太陽の紫外線によって光化学反応を起こし、二次汚染物質として強酸性の光化学オキシダントが生成されます。この光化学オキシダントは夏期を中心に気温が高く、日射が強いといった気候条件の元で発生しやすく、これが大量に発生、空気中に滞留し、視程を悪化させるような状態を総称して光化学スモッグと呼びます。

光化学スモッグが発生すると、目やのどに刺激を感じるなど人体に影響があるため、本市では次のような対策を講じています。

《緊急時の措置》

大気汚染防止法第 23 条の規定に基づき、光化学オキシダントに係る緊急時に対処するため「橿原市光化学スモッグ発生時緊急対策要領」を定め、奈良県から「予報」「注意報」「警報」「重大警報」の区分で通報があれば、ただちに市内の幼稚園、保育所、こども園、小中学校、高等学校、消防署、運動公園などに連絡し、市の公共施設に旗を揚げるとともに、有線放送のある施設はそれを利用して、周知を図っています。

表 4－8 光化学スモッグ広報発令状況

年度	令和元年		令和 2 年		令和3年		令和 4 年		令和 5 年	
項目 地域	予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報
北 部	3	0	6	1	4	0	0	0	2	0
中 部	3	0	6	1	4	1	0	0	2	1
南 部	3	0	6	0	3	0	0	0	2	2

北 部（奈良市・生駒市・大和郡山市）

中 部（王寺町・天理市・田原本町・香芝市・平群町・三郷町・斑鳩町・
安堵町・川西町・三宅町・上牧町・広陵町・河合町）

南 部（大和高田市・橿原市・桜井市・御所市・葛城市・高取町・明日香村）

第2節 悪 臭

悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）では、不快な臭いの原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質を「悪臭物質」として指定し、工場・事業場における事業活動に伴って発生するこれらの悪臭物質の排出を規制します。

発生源としては、塗料、金属、プラスチック、油脂、石油精製、ゴム、水産加工、せっけん、薬品、パルプ、皮革、肥料、獣畜魚腸骨の化製などの工場があります。

悪臭防止法は、昭和 46 年 6 月 1 日に公布され、昭和 47 年 5 月 31 日にアンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、トリメチルアミンの 5 物質が指定され、昭和 51 年 9 月 18 日には、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレンの 3 物質が追加されました。

さらに平成元年 9 月 27 日付で、悪臭防止法施行令及び施行規則の一部が改正され、悪臭物質としてプロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸の 4 種類の低級脂肪酸が新たに追加指定されたことに伴い、奈良県でもこれら 4 物質の規制基準を設定し、平成 2 年 4 月 1 日から施行されました。その後、平成 6 年 4 月 1 日付で、有機溶剤臭や焦げ臭を有するプロピオンアルデヒド、イソブタノール等の 10 物質が追加されることとなり、平成 6 年 6 月 1 日より施行されました。

また、悪臭防止法第 4 条第 1 項第 3 号に基づく排水に含まれる悪臭物質の規制基準の設定方法を定める悪臭防止法施行規則の一部を改正する総理府令が平成 6 年 4 月 21 日付で公布され平成 7 年 4 月 1 日から施行されました。奈良県においても、排水中の硫黄系 4 物質に対する規制を行う告示改正をし、平成 8 年 4 月 1 日より施行されました。

本市では、昭和 57 年 2 月 23 日付奈良県告示第 778 号で市内全域が悪臭防止法の地域指定を受け、昭和 57 年 4 月 1 日から施行しました。

悪臭苦情は低濃度でも多成分の複合臭や、法定 22 物質以外の物質についても発生するといった事例も多く、法では十分に対応できないのが現状であり、昭和 63 年 3 月 11 日に奈良県悪臭防止対策指導要綱が制定され、同年 4 月 1 日から施行されました。この要綱は、より効果的に悪臭防止行政を推進するために、官能試験法（三点比較式臭袋法）による指導基準を作成したものであり、指導基準は敷地境界線と排出口における臭気濃度が設定されました。なお、権限移譲により平成 24 年 6 月 1 日に橿原市悪臭防止対策指導要綱を制定しました。

表 4－9 臭気濃度による指導基準

規制区域の区分	一 般 地 域	順 応 地 域	その他の地域
敷地境界線基準	1 0	2 0	3 0
排 出 口 基 準	3 0 0	5 0 0	5 0 0

備 考

- (1) 一般地域とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 章の規定による都市計画において定められている第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び風致地区の地域・地区並びに古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和 41 年法律第 1 号）第 4 条の規定により、歴史的風土保存区域に指定されている地域をいう。
- (2) 順応地域とは(1)及び(3)に規定する地域以外の地域をいう。
- (3) その他の地域とは、(1)に規定する地域以外の地域で、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 6 条の規定により農業振興地域に指定されている地域及び都市計画法第 1 章の規定により都市計画区域に指定されている区域以外の地域をいう。
- (4) 順応地域の中で、工業地域及び工業専用地域の工場等に係る排出口基準については当面の間 1000 とする。

近年、悪臭が発生する原因は多様化しております。屋外で建設廃材などの焼却や住宅地周辺の田畑の野焼きによる悪臭の苦情が増加しています。付近の環境に好ましくない影響をおよぼしていることがあるため、原因究明や対策、防止、指導に努めています。

表 4-10 悪臭物質と規制基準

悪臭物質	臭いの種類	規制基準 (ppm)			主要発生源事業場
		一般地域	順心地域	その他の地域	
ア ン モ ニ ア	し 尿 臭	1	2	5	畜産事業場、鶏糞乾燥場、ごみ処理場、し尿処理場等
メ チ ル メ ル カ プ タ ン	腐ったタマネギ臭	0.002	0.004	0.01	化製場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
硫 化 水 素	腐 卵 臭	0.02	0.06	0.2	畜産事業場、化製場、ごみ処理場、し尿処理場等
硫 化 メ チ ル	腐ったキャベツ臭	0.01	0.05	0.2	化製場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
二 硫 化 メ チ ル	腐ったキャベツ臭	0.009	0.03	0.1	化製場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
ト リ メ チ ル ア ミ ン	腐 魚 臭	0.005	0.02	0.07	畜産事業場、複合肥料製造業、化製場等
ア セ ト アル デ ヒ ド	青 臭 い 刺 激 臭	0.05	0.1	0.5	化学工場、魚腸骨処理場、たばこ製造工場等
プ ロ ピ オン アル デ ヒ ド	刺激的な焦げた臭い	0.05	0.1	0.5	塗装工場、印刷工場、魚腸骨処理場等
ノ ル マ ル ブ チ ル アル デ ヒ ド	刺激的な焦げた臭い	0.009	0.03	0.08	塗装工場、印刷工場、魚腸骨処理場等
イ ソ ブ チ ル アル デ ヒ ド	刺激的な焦げた臭い	0.02	0.07	0.2	塗装工場、印刷工場、魚腸骨処理場等
ノ ル マ ル バ レ ル アル デ ヒ ド	甘酸っぱい焦げ臭	0.009	0.02	0.05	塗装工場、印刷工場、魚腸骨処理場等
イ ソ バ レ ル アル デ ヒ ド	甘酸っぱい焦げ臭	0.003	0.006	0.01	塗装工場、印刷工場、魚腸骨処理場等
イ ソ ブ タ ノ ー ル	刺激的な発酵した臭い	0.9	4	20	塗装工場、木工工場、繊維工場、印刷工場、鋳物工場等
酢 酸 エ チ ル	刺激的なシンナー臭	3	7	20	塗装工場、木工工場、繊維工場、印刷工場、鋳物工場等
メ チ ル イ ソ ブ チ ル ケ ト ン	刺激的なシンナー臭	1	3	6	塗装工場、木工工場、繊維工場、印刷工場、鋳物工場等
ト ル エ ン	ガソリンのような臭い	10	30	60	塗装工場、木工工場、繊維工場、印刷工場、鋳物工場等

悪臭物質	臭いの種類	規制基準 (ppm)			主要発生源事業場
		一般地域	順応地域	その他の地域	
スチレン	都市ガス臭	0.4	0.8	2	化学工場、化粧合板製造工場等
キシレン	ガソリンのような臭い	1	2	5	塗装工場、木工工場、繊維工場、印刷工場、鋳物工場等
プロピオン酸	酸っぱい刺激臭	0.03	0.07	0.2	脂肪酸製造工場、染色工場等
ノルマル酪酸	汗くさ臭	0.001	0.002	0.006	畜産事業場、化製場、澱粉製造工場等
ノルマル吉草酸	むれた靴下臭	0.0009	0.002	0.004	畜産事業場、化製場、澱粉製造工場等
イソ吉草酸	むれた靴下臭	0.001	0.004	0.01	畜産事業場、化製場、澱粉製造工場等

備 考

- (1) この表において ppm とは、大気中における含有率が 100 万分の 1 をいう。
- (2) 一般地域、順応地域、その他の地域については表 4-9 の備考のとおりである。